

住宅ローン契約内容確認④

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認④は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行（以下「当社」という）住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容		
			被保険者のしおり	申込画面
【一般団信/ワイド団信】				
被 保 険 者 の し お り	保険商品の概要	<p>団体信用生命保険（主契約）にリビング・ニーズ特約、重度がん債務返済特約が付加されたプランです。被保険者が死亡したとき、所定の高度障害状態になったとき、または余命6か月以内と判断されたとき、所定の悪性新生物と診断確定され、標準的な治療をすべて受けたが効果がなかったなどと保険会社に判断されたときに、ローン残高を保障します。この保険契約は、銀行などの金融機関等を保険契約者および保険金受取人とし、保険契約者である金融機関等からローンをお借り入れになるお客さまを被保険者として、被保険者が債務返済期間中に所定の支払事由に該当した場合に支払われる保険金を債務の返済に充当するしくみの団体保険契約です。</p> <p>（注）ペアローン連生団信は、同一の融資対象物件に対して複数の債務（ペアローン）を負う2人を被保険者として、いずれか1人に保険金の支払事由が生じたときに被保険者2人のローン残高の合計額を保障する団体信用生命保険です。ペアローン債務者のいずれかまたは双方がワイド団信への加入となる場合には、いずれもペアローン連生団信に加入することはできません。</p>	3頁	—
	責任開始日	<p>責任開始日とは、契約した保険の保障が始まる日のことをいいます。生命保険会社が加入を承諾した場合、融資実行日（すでに融資を受けている債務者が加入申込みを行う場合には加入承諾日）を責任開始日とします。</p>	4頁	—
	保険期間	<p>保険期間はローン返済期間と同一期間です。ただし、つぎのいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。</p> <p>①ローンが終了したとき（ローンの完済、ローンの無効・取消しまたは解除、ローンの期限の利益を喪失したとき等）</p> <p>②所定の年齢に達したとき</p> <p>③保険金の支払事由に該当し、その保険金が支払われたとき</p> <p>【ペアローン連生団信の場合】</p> <p>①ローンが終了したとき（ローンの完済、ローンの無効・取消しまたは解除、ローンの期限の利益を喪失したとき等）</p> <p>※ローンが終了した被保険者の保障が終了し、ローンが終了していない被保険者の保障は継続します。</p> <p>②所定の年齢に達したとき</p> <p>※所定の年齢に達した被保険者の保障が終了し、所定の年齢に達していない被保険者の保障は継続します。</p> <p>③いずれかの被保険者が保険金の支払事由に該当し、その保険金が支払われたとき</p>	4-5頁	—
保険金のお支払い (支払事由)	<p>被保険者がつぎのいずれかの支払事由に該当した場合、保険契約者に保険金をお支払いします。</p> <p>①死亡保険金：保険期間中に死亡したとき</p> <p>②高度障害保険金：責任開始日以後の障害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき</p> <p>③リビング・ニーズ特約保険金：保険期間中に医師の診断書等で余命6ヶ月以内と判断したとき</p> <p>④重度がん保険金：所定の悪性新生物（被保険者のしおり P9【別表 2 重度がん保険金の支払いの対象となる悪性新生物】）に罹患していると医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定され（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります）、保険期間中につぎのいずれかに該当すると生命保険会社により判断されたとき（この判断は、医師の診断にもとづき、重度がん保険金の請求時におけるその被保険者の状態などについてなされるものとします）</p> <p>④-1その所定の悪性新生物に対する治療をすべて受けたが、効果がなかった</p> <p>④-2その被保険者の身体的状態では、その所定の悪性新生物に対するいかなる治療も受けられず、今後も受けられる見込みがない</p> <p>④-3その所定の悪性新生物に対して、効果が期待できる治療がない（悪性新生物の増殖速度が遅い等の理由により、治療が行われない場合は該当しません）</p> <p>【ペアローン連生団信の場合】</p> <p>いずれかの被保険者が上記のいずれかの支払事由に該当した場合、保険契約者に保険金（被保険者2人のローン残高合計相当額）をお支払いします。</p>	6-7頁	—	

住宅ローン契約内容確認④

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認④は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行（以下「当社」という）住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容		
			被保険者のしおり	申込画面
	告知に関する重要な事項	現在および過去の健康状態について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせいただくことを告知といたします。被保険者が故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保障開始日から2年以内であれば「告知義務違反」として、その被保険者の部分について保険契約または特約を解除することがあり、保険金をお支払いできないことがあります。	11頁	—
	保険金をお支払いできない場合	告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の部分について保険契約または特約が告知義務違反により解除となった場合等、生命保険会社所定の事由に該当した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。 【ペアローン連生団信の場合】 死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金については、被保険者のしおりに記載の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、つぎの場合にも保険金をお支払いできません。 ・いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者の保険金支払事由が生じたとき	13-14頁	—
	生命保険契約者保護機構について	生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることになっています。ただし、ご契約時の保険金額、給付金額等が減額されることがあります。	18頁	—
	保険金のご請求について	保険金のご請求の際には、ご請求をいただく保険金の支払事由に該当するより以前に、他の保険金の支払事由に該当していなかったか十分にご確認ください。保険金額は、支払事由に該当されたときのローン残高を基準に定まりますので複数の保険金の支払事由に該当していた場合は保険金額が異なる場合があります。被保険者が保険金の支払事由に該当されたときは、30日以内に保険契約者である金融機関等までご連絡をお願いします。 なお、「ペアローン連生団信」の場合、保険金額については、いずれかの被保険者が保険金の支払事由に該当した時点における、被保険者2人のローン残高合計相当額となります。	15-17頁	—
	個人情報の取り扱いについて	被保険者となるお客さまが、当社が保険契約を締結する生命保険株式会社のウェブサイト上の画面（団体信用生命保険のお申込み画面、告知画面等）にご入力等いただいたお客さまの個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、健康状態、電子メールアドレス、端末識別子等。なお、画面上でアップロードした資料に記載された個人情報を含む。）および電話や契約申込書類等の提出を通じて生命保険会社宛てに申告したお客さまの個人情報は、生命保険会社が取得し、保険契約者に提供いたします。また、保険契約者が提出を依頼したお申込みおよび告知に関連・付随した書類（健康診断結果証明書、診断書等）に記載いただいたお客さまの個人情報は、保険契約者が取得し、お申込みいただいた団体信用生命保険の対象となる住宅ローン契約にかかる借入金額・借入期間等のお取引内容に関するお客さまの個人情報とともに生命保険会社に電子的手段または郵送等によって提供いたします。 なお、保険金・給付金等のご請求時に保険契約者や生命保険会社が取得したお客さまの個人情報につきましても、同様に取扱います。 上記以外の個人情報の取り扱いに関する事項につきましては、当社所定の「団体信用生命保険における個人情報の取扱いに関する同意」をご確認ください。	19～20頁	—

住宅ローン契約内容確認④

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認④は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行（以下「当社」という）住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容			
			被保険者のしおり	申込画面	
被保険者のしおり	【がん団信（50%保障団信）】				
	保険商品の概要	<p>団体信用生命保険（主契約）にリビング・ニーズ特約、重度がん債務返済特約、がん保障特約、急性心筋梗塞・脳卒中保障特約、肝疾患・腎疾患長期入院時保障特約、長期入院時保障特約、入院日数累計型月次債務返済支援給付特約が付加されたプランです。被保険者が死亡したとき、所定の高度障害状態になったとき、余命6か月以内と判断されたとき、所定の悪性新生物と診断確定され、標準的な治療をすべて受けたが効果がなかったなどと保険会社に判断されたとき、傷害や所定の疾病により入院日数が継続して180日以上となったときに、ローン残高を保障します。被保険者が所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、所定の急性心筋梗塞または脳卒中を発病し所定の状態に該当したとき、所定の肝疾患または腎疾患を発病し、その疾病の治療を目的とした入院の日数が継続して60日以上となったとき、ローン残高の50%を保障します。また、傷害や所定の疾病により入院が連続して31日以上になった場合、また、以降、入院が継続して30日に達するごとにローン契約の月々の予定返済額を保障します。この保険契約は、銀行などの金融機関等を保険契約者および保険金受取人とし、保険契約者である金融機関等からローンをお借り入れになるお客さまを被保険者として、被保険者が債務返済期間中に所定の支払事由に該当した場合に支払われる保険金を債務の返済に充当するしくみの団体保険契約です。なお、被保険者が債務返済期間中に各特約に定める所定の給付金の支払事由に該当した場合には被保険者に給付金をお支払いします。</p> <p>（注）ペアローン連生団信は、同一の融資対象物件に対して複数の債務（ペアローン）を負う2人を被保険者として、いずれか1人に保険金の支払事由が生じたときに被保険者2人のローン残高の合計額（がん診断保険金、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金、肝疾患・腎疾患長期入院時保障保険金は被保険者2人のローン残高の合計額の50%）を保障する団体信用生命保険です。</p> <p>なお、初回入院給付金・継続入院給付金は連生保障の対象外であるため、いずれかの被保険者が給付金の支払事由に該当した場合、支払事由に該当した被保険者の給付金をお支払いし、支払事由に該当していない他方の被保険者の給付金はお支払いしません。</p>	4頁	—	
	責任開始日	<p>責任開始日とは、契約した保険の保障が始まる日のことをいいます。生命保険会社をご加入を承諾した場合、融資実行日（すでに融資を受けている債務者が加入申し込みを行う場合は、加入承諾日）を責任開始日とします。ただし、責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合には、がん診断保険金を支払いません。</p>	6頁	—	
保険期間	<p>保険期間はローン返済期間と同一期間です。ただし、つぎのいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。</p> <p>①ローンが終了したとき（ローンの完済、ローンの無効・取消または解除、ローンの期限の利益を喪失したとき等）</p> <p>②所定の年齢に達したとき</p> <p>③保険金の支払事由（がん診断保険金、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金、肝疾患・腎疾患長期入院時保障保険金を除きます）に該当し、保険金が支払われたとき</p> <p>【ペアローン連生団信の場合】</p> <p>①ローンが終了したとき（ローンの完済、ローンの無効・取消または解除、ローンの期限の利益を喪失したとき等）</p> <p>※ローンが終了した被保険者の保障が終了し、ローンが終了していない被保険者の保障は継続します。</p> <p>②所定の年齢に達したとき</p> <p>※所定の年齢に達した被保険者の保障が終了し、所定の年齢に達していない被保険者の保障は継続します。</p> <p>③いずれかの被保険者が保険金の支払事由（がん診断保険金、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金、肝疾患・腎疾患長期入院時保障保険金を除きます）に該当し、その保険金が支払われたとき</p>	6頁	—		

住宅ローン契約内容確認④

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認④は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行（以下「当社」という）住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容		
			被保険者のしおり	申込画面
保険金・給付金のお支払い (支払事由)		<p>(死亡保険金・高度障害保険金をお支払いする場合)</p> <p>①保険期間中に死亡したとき ②責任開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき</p> <p>(リビング・ニーズ特約保険金をお支払いする場合)</p> <p>保険期間中に生命保険会社が医師の診断書等で余命6か月以内と判断したとき</p> <p>(重度がん保険金をお支払いする場合)</p> <p>所定の悪性新生物（P22【別表 2 重度がん保険金、がん診断保険金の支払いの対象となる悪性新生物】）に罹患していると医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定され（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります）、保険期間中につきのいずれかに該当すると生命保険会社により判断されたとき（この判断は、医師の診断にもとづき、重度がん保険金の請求時におけるその被保険者の状態などについてなされるものとします）</p> <p>①その所定の悪性新生物に対する治療をすべて受けたが、効果がなかった ②その被保険者の身体的状態では、その所定の悪性新生物に対するいかなる治療も受けられず、今後も受けられる見込みがない ③その所定の悪性新生物に対して、効果が期待できる治療がない（悪性新生物の増殖速度が遅い等の理由により、治療が行われない場合は該当しません）</p> <p>(長期入院時保障保険金をお支払いする場合)</p> <p>保険期間中につきのすべてを満たす入院をし、その入院日数が連続して31日となり、その連続日数となった日以後につきのすべてを満たす入院をし、その入院日数がその連続日数となった日から継続して、150日となること</p> <p>①責任開始日以後に発生した傷害または発病した所定の疾病を直接の原因とする入院であること ②治療を目的とした入院であること ③病院または診療所での入院であること</p> <p>※連続日数と継続日数を合算して入院日数が180日に達したときに支払事由に該当します。</p>	8～27頁	—

住宅ローン契約内容確認④

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認④は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行（以下「当社」という）住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容		
			被保険者のしおり	申込画面
保険金・給付金のお支払い (支払事由)		<p>(がん診断保険金をお支払いする場合) 責任開始日からその日を含めて90日経過後の保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき</p> <p>(急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金をお支払いする場合) 保険期間中に責任開始日以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ①所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき ③所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ④脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき</p> <p>(肝疾患・腎疾患長期入院時保障保険金をお支払いする場合) 保険期間中につぎのすべてを満たす入院をし、その入院日数が継続して60日以上となること ①所定の肝疾患または所定の腎疾患を直接の原因とする保険期間中の入院であること ②所定の肝疾患または所定の腎疾患の治療を目的とした入院であること ③病院または診療所での入院であること</p> <p>【ペアローン連生団信の場合】 いずれかの被保険者が上記のいずれかの保険金の支払事由に該当した場合、保険契約者に保険金（被保険者 2 人のローン残高合計相当額。ただし、がん診断保険金、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金、肝疾患・腎疾患長期入院時保障保険金は被保険者 2 人のローン残高合計相当額の 50%相当額）をお支払いします。</p>	8～27頁	—
保険金・給付金のお支払い (支払事由)		<p>(入院日数累計型月次債務返済支援給付金をお支払いする場合) 保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をし、その入院日数が連続して31日となったとき。また、以降、入院が継続して、30日に達するごと（61日、91日、121日、151日）。 ①責任開始日以後に発生した傷害または所定の疾病を直接の原因とする保険期間中の入院であること ②傷害や所定の疾病の治療を目的とした入院であること ③病院または診療所での入院であること</p> <p>【ペアローン連生団信の場合】 いずれかの被保険者が上記の給付金の支払事由に該当した場合、支払事由に該当した被保険者の給付金をお支払いし、支払事由に該当していない他方の被保険者の給付金はお支払いしません。</p>	8～27頁	—

住宅ローン契約内容確認④

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認④は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行（以下「当社」という）住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容		
			被保険者のしおり	申込画面
	告知に関する重要な事項	現在および過去の健康状態について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせいただくことを告知といたします。被保険者が故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保障開始日から2年以内であれば「告知義務違反」として、その被保険者の部分について保険契約または特約を解除することがあり、保険金をお支払いできないことがあります。	28頁	
	保険金をお支払いできない場合	告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の部分について保険契約または特約が告知義務違反により解除となった場合等、生命保険会社所定の事由に該当した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。 【ペアローン連生団信の場合】 死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金、長期入院時保障保険金については、被保険者のしおりに記載の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、つぎの場合にも保険金をお支払いできません。 いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者の保険金支払事由が生じたとき	30～35頁	—
	生命保険契約者保護機構について	生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることになっています。ただし、ご契約時の保険金額、給付金額等が減額されることがあります。	41頁	
	保険金のご請求について	保険金のご請求の際には、ご請求をいただく保険金の支払事由に該当するより以前に、他の保険金の支払事由に該当していなかったか十分にご確認ください。保険金額は、支払事由に該当されたときのローン残高を基準に定まりますので複数の保険金の支払事由に該当していた場合は、保険金額が異なる場合があります。被保険者が保険金の支払事由に該当されたときは、30日以内に保険契約者である金融機関等までご連絡をお願いします。 なお、「ペアローン連生団信」の場合、保険金額については、いずれかの被保険者が保険金の支払事由に該当した時点における、被保険者2人のローン残高合計相当額（ただし、がん診断保険金、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金、肝疾患・腎疾患長期入院時保障保険金は被保険者2人のローン残高合計相当額の50%相当額）となります。	36～40頁	—
	個人情報の取り扱いについて	被保険者となるお客さまが、当社が保険契約を締結する生命保険株式会社のウェブサイト上の画面（団体信用生命保険のお申込み画面、告知画面等）にご入力等いただいたお客さまの個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、健康状態、電子メールアドレス、端末識別子等。なお、画面上でアップロードした資料に記載された個人情報を含む。）および電話や契約申込書類等の提出を通じて生命保険会社宛てに申告したお客さまの個人情報は、生命保険会社が取得し、保険契約者に提供いたします。また、保険契約者が提出を依頼したお申込みおよび告知に関連・付随した書類（健康診断結果証明書、診断書等）に記載いただいたお客さまの個人情報は、保険契約者が取得し、お申込みいただいた団体信用生命保険の対象となる住宅ローン契約にかかる借入金額・借入期間等のお取引内容に関するお客さまの個人情報とともに生命保険会社に電子的手段または郵送等によって提供いたします。なお、保険金・給付金等のご請求時に保険契約者や生命保険会社が取得したお客さまの個人情報につきましても、同様に取扱います。 上記以外の個人情報の取り扱いに関する事項につきましては、当社所定の「団体信用生命保険における個人情報の取扱いに関する同意」をご確認ください。	42～43頁	—

住宅ローン契約内容確認④

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認④は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行（以下「当社」という）住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容		
			被保険者のしおり	申込画面
【がん団信（100%保障団信）】				
保険商品の概要		<p>団体信用生命保険（主契約）にリビング・ニーズ特約、がん保障特約、長期入院時保障特約、入院日数累計型月次債務返済支援給付特約が付加されたプランです。被保険者が死亡したとき、所定の高度障害状態になったとき、余命6か月以内と判断されたとき、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または傷害や所定の疾病により入院日数が継続して180日以上となったときに、ローン残高を保障します。また、傷害や所定の疾病により入院が連続して31日以上になった場合、また、以降、入院が継続して30日に達するごとにローン契約の月々の予定返済額を保障します。この保険契約は、銀行などの金融機関等を保険契約者および保険金受取人とし、保険契約者である金融機関等からローンをお借り入れになるお客さまを被保険者として、被保険者が債務返済期間中に所定の支払事由に該当した場合に支払われる保険金を債務の返済に充当するしくみの団体保険契約です。なお、被保険者が債務返済期間中に各特約に定める所定の給付金の支払事由に該当した場合には被保険者に給付金をお支払いします。</p> <p>（注）ペアローン連生団信は、同一の融資対象物件に対して複数の債務（ペアローン）を負う2人を被保険者として、いずれか1人に保険金の支払事由が生じたときに被保険者2人のローン残高の合計額を保障する団体信用生命保険です。なお、初回入院給付金・継続入院給付金は連生保障の対象外であるため、いずれかの被保険者が給付金の支払事由に該当した場合、支払事由に該当した被保険者の給付金をお支払いし、支払事由に該当していない他方の被保険者の給付金はお支払いしません。</p>	4頁	—
責任開始日		<p>責任開始日とは、契約した保険の保障が始まる日のことをいいます。保険会社にご加入を承諾した場合、融資実行日（すでに融資を受けている債務者が加入申込みを行う場合は、加入承諾日）を責任開始日とします。ただし、責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合には、がん診断保険金を支払いません。</p>	6頁	—
保険期間		<p>保険期間はローン返済期間と同一期間です。ただし、つぎのいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。</p> <p>①ローンが終了したとき（ローンの完済、ローンの無効・取消または解除、ローンの期限の利益を喪失したとき等）</p> <p>②所定の年齢に達したとき</p> <p>③保険金の支払事由に該当し、その保険金が支払われたとき</p> <p>【ペアローン連生団信の場合】</p> <p>①ローンが終了したとき（ローンの完済、ローンの無効・取消または解除、ローンの期限の利益を喪失したとき等）</p> <p>※ローンが終了した被保険者の保障が終了し、ローンが終了していない被保険者の保障は継続します。</p> <p>②所定の年齢に達したとき</p> <p>※所定の年齢に達した被保険者の保障が終了し、所定の年齢に達していない被保険者の保障は継続します。</p> <p>③いずれかの被保険者が保険金の支払事由に該当し、その保険金が支払われたとき</p>	6頁	—

住宅ローン契約内容確認④

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認④は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行（以下「当社」という）住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容		
			被保険者のしおり	申込画面
保険金・給付金のお支払い (支払事由)		<p>(死亡保険金・高度障害保険金をお支払いする場合)</p> <p>①保険期間中に死亡したとき ②責任開始日以後にの傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき</p> <p>(リビング・ニーズ特約保険金をお支払いする場合) 保険期間中に医師の診断書等で余命6か月以内と判断したとき</p> <p>(がん診断保険金をお支払いする場合) 責任開始日からその日を含めて90日経過後の保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき</p> <p>(長期入院時保障保険金をお支払いする場合) 保険期間中につぎのすべてを満たす入院をし、その入院日数が連続して31日となり、その連続日数となった日以後につぎのすべてを満たす入院をし、その入院日数がその連続日数となった日から継続して、150日となること ①責任開始日以後に発生した傷害または発病した所定の疾病を直接の原因とする入院であること ②治療を目的とした入院であること ③病院または診療所での入院であること ※連続日数と継続日数を合算して入院日数が180日に達したときに支払事由に該当します。 【ペアローン連生団信の場合】 いずれかの被保険者が上記のいずれかの保険金の支払事由に該当した場合、保険契約者に保険金（被保険者2人のローン残高合計相当額）をお支払いします。</p>	8～22頁	—
保険金・給付金のお支払い (支払事由)		<p>(入院日数累計型月次債務返済支援給付金をお支払いする場合) 保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をし、その入院日数が連続して31日となったとき。また、以降、入院が継続して、30日に達するごと（61日、91日、121日、151日）。 ①責任開始日以後に発生した傷害または所定の疾病を直接の原因とする保険期間中の入院であること ②傷害や所定の疾病の治療を目的とした入院であること ③病院または診療所での入院であること</p> <p>【ペアローン連生団信の場合】 いずれかの被保険者が上記の給付金の支払事由に該当した場合、支払事由に該当した被保険者の給付金をお支払いし、支払事由に該当していない他方の被保険者の給付金はお支払いしません。</p>	8～22頁	—
告知に関する重要な事項		<p>現在および過去の健康状態について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせいただくことを告知といたします。被保険者が故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保障開始日から2年以内であれば「告知義務違反」として、その被保険者の部分について保険契約または特約を解除することがあり、保険金をお支払いできないことがあります。</p>	24頁	—
保険金をお支払いできない場合		<p>告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の部分について保険契約または特約が告知義務違反により解除となった場合等、生命保険会社所定の事由に該当した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>【ペアローン連生団信の場合】 死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金、長期入院時保障保険金については、被保険者のしおりに記載の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、つぎの場合にも保険金をお支払いできません。 ・いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者の保険金支払事由が生じたとき</p>	26～30頁	—
生命保険契約者保護機構について		<p>生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることになっています。ただし、ご契約時の保険金額、給付金額等が減額されることがあります。</p>	36頁	—

住宅ローン契約内容確認④

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認④は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行（以下「当社」という）住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容		
			被保険者のしおり	申込画面
	保険金のご請求について	保険金のご請求の際には、ご請求をいただく保険金の支払事由に該当するより以前に、他の保険金の支払事由に該当していなかったか十分にご確認ください。保険金額は、支払事由に該当されたときのローン残高を基準に定まりますので複数の保険金の支払事由に該当していた場合は、保険金額が異なる場合があります。被保険者が保険金の支払事由に該当されたときは、30日以内に保険契約者である金融機関等までご連絡をお願いします。 なお、「ペアローン連生団信」の場合、保険金額については、いずれかの被保険者が保険金の支払事由に該当した時点における、被保険者2人のローン残高合計相当額となります。	31～35頁	—
	個人情報の取り扱いについて	被保険者となるお客さまが、当社が保険契約を締結する生命保険株式会社のウェブサイト上の画面（団体信用生命保険のお申込み画面、告知画面等）にご入力等いただいたお客さまの個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、健康状態、電子メールアドレス、端末識別子等。なお、画面上でアップロードした資料に記載された個人情報を含む。）および電話や契約申込書類等の提出を通じて生命保険会社宛てに申告したお客さまの個人情報は、生命保険会社を取得し、保険契約者に提供いたします。また、保険契約者が提出を依頼したお申込みおよび告知に関連・付随した書類（健康診断結果証明書、診断書等）に記載いただいたお客さまの個人情報は、保険契約者が取得し、お申込みいただいた団体信用生命保険の対象となる住宅ローン契約にかかる借入金額・借入期間等のお取引内容に関するお客さまの個人情報とともに生命保険会社に電子的手段または郵送等によって提供いたします。なお、保険金・給付金等のご請求時に保険契約者や生命保険会社を取得したお客さまの個人情報につきましても、同様に取扱います。 上記以外の個人情報の取り扱いに関する事項につきましては、当社所定の「団体信用生命保険における個人情報の取扱いに関する同意」をご確認ください。	37～38頁	—
【がん100%保障団信プレミアム】				
被保険者のしおり	保険商品の概要	団体信用生命保険（主契約）にリビング・ニーズ特約、がん保障特約、急性心筋梗塞・脳卒中保障特約、肝疾患・腎疾患長期入院時保障特約、長期入院時保障特約、入院日数累計型月次債務返済支援給付特約、がん診断給付特約、上皮内がん・皮膚がん診断給付特約、入院一時給付特約、がん先進医療給付特約が付加されたプランです。借主さまが死亡したとき、所定の高度障害状態になったとき、余命6か月以内と判断されたとき、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または所定の傷害や所定の疾病により継続して180日以上入院したとき、心筋梗塞の診断を受けて手術や60日以上労働制限が必要となったとき、または脳卒中の診断を受けて手術や60日以上言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症の継続が診断されたとき、所定の肝疾患または腎疾患により入院日数が継続して60日以上となったときに、ローン残高を保障します。被保険者さまが所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたときに100万円、所定の上皮内がんまたは所定の皮膚がん診断確定されたときに50万円、傷害や所定の疾病で入院日数が連続して5日となったときに10万円が給付金として支払われます。借主さまが対象の悪性新生物（がん）を原因として所定の先進医療を受けたときに、先進医療に係る技術料と同額を保障します（通算2,000万円まで）。また、傷害や所定の疾病により入院が連続して31日以上になった場合、また、以降、入院が継続して30日に達するごとにローン契約の月々の予定返済額を保障します。この保険契約は、銀行などの金融機関等を保険契約者および保険金受取人とし、保険契約者である金融機関等からローンをお借り入れになるお客さまを被保険者として、被保険者が債務返済期間中に所定の支払事由に該当した場合に支払われる保険金を債務の返済に充当するしくみの団体保険契約です。なお、被保険者が債務返済期間中に各特約に定める所定の給付金の支払事由に該当した場合には被保険者に給付金をお支払いします。 （注）ペアローン連生団信は、同一の融資対象物件に対して複数の債務（ペアローン）を負う2人を被保険者として、いずれか1人に保険金の支払事由が生じたときに被保険者2人のローン残高の合計額を保障する団体信用生命保険です。ペアローン連生団信は、給付金は連生保障の対象外であるため、いずれかの被保険者が上記のいずれかの給付金の支払事由に該当した場合、支払事由に該当した被保険者の給付金をお支払いし、支払事由に該当していない他方の被保険者の給付金はお支払いしません。	4頁	—
	責任開始日	責任開始日とは、契約した保険の保障が始まる日のことをいいます。生命保険会社が加入を承諾した場合、融資実行日（すでに融資を受けている債務者が加入申込みを行う場合は、加入承諾日）を責任開始日とします。 ただし責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物または所定の上皮内がん・皮膚がん診断確定された場合には、がん診断保険金、がん診断給付金または上皮内がん診断給付金、皮膚がん診断給付金を支払いません。また、がん先進医療給付特約においては、責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物（がん）と診断確定され、所定の治療を受けた場合には、がん先進医療給付金を支払いません。	6頁	—

住宅ローン契約内容確認④

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認④は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行（以下「当社」という）住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容		
			被保険者のしおり	申込画面
	保険期間	<p>保険期間はローン返済期間と同一期間です。ただし、つぎのいずれかに該当した場合、この保険契約の保障は終了します。</p> <p>①ローンが終了したとき（ローンの完済、ローンの無効・取消または解除、ローンの期限の利益を喪失したとき等）</p> <p>②所定の年齢に達したとき</p> <p>③保険金の支払事由に該当し、保険金が支払われたとき</p> <p>【ペアローン連生団信の場合】</p> <p>①ローンが終了したとき（ローンの完済、ローンの無効・取消または解除、ローンの期限の利益を喪失したとき等）</p> <p>※ローンが終了した被保険者の保障が終了し、ローンが終了していない被保険者の保障は継続します。</p> <p>②所定の年齢に達したとき</p> <p>※所定の年齢に達した被保険者の保障が終了し、所定の年齢に達していない被保険者の保障は継続します。</p> <p>③いずれかの被保険者が保険金の支払事由に該当し、その保険金が支払われたとき</p>	6頁	—
		<p>(死亡保険金・高度障害保険金をお支払いする場合)</p> <p>①保険期間中に死亡したとき</p> <p>②責任開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき</p> <p>(リビング・ニーズ特約保険金をお支払いする場合)</p> <p>保険期間中に生命保険会社が医師の診断書等で余命6か月以内と判断したとき</p> <p>(がん診断保険金をお支払いする場合)</p> <p>責任開始日からその日を含めて90日経過後の保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき</p> <p>(急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金をお支払いする場合)</p> <p>保険期間中に責任開始日以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき</p> <p>①所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>②急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき</p> <p>③所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>④脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき</p>	8～30頁	—

住宅ローン契約内容確認④

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認④は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行（以下「当社」という）住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容		
			被保険者のしおり	申込画面
保険金のお支払い (支払事由)		<p>(肝疾患・腎疾患長期入院時保障保険金をお支払いする場合) 保険期間中につきのすべてを満たす入院をし、その入院日数が継続して60日以上となる時 ①所定の肝疾患または所定の腎疾患を直接の原因とする保険期間中の入院であること ②所定の肝疾患または所定の腎疾患の治療を目的とした入院であること ③病院または診療所での入院であること</p> <p>(長期入院時保障保険金をお支払いする場合) 保険期間中につきのすべてを満たす入院をし、その入院日数が連続して31日となり、その連続日数となった日以後につきのすべてを満たす入院をし、その入院日数がその連続日数となった日から継続して、150日となる時 ①責任開始日以後に発生した傷害または発病した所定の疾病を直接の原因とする入院であること ②治療を目的とした入院であること ③病院または診療所での入院であること ※連続日数と継続日数を合算して入院日数が180日に達したときに支払事由に該当します。</p> <p>【ペアローン連生団信の場合】 いずれかの被保険者が上記のいずれかの保険金の支払事由に該当した場合、保険契約者に保険金（被保険者2人のローン残高合計相当額）をお支払いします。</p> <p>(入院日数累計型月次債務返済支援給付金をお支払いする場合) 保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をし、その入院日数が連続して31日となったとき。また、以降、入院が継続して、30日に達するごと（61日、91日、121日、151日）。 ①責任開始日以後に発生した傷害または所定の疾病を直接の原因とする保険期間中の入院であること ②傷害や所定の疾病の治療を目的とした入院であること ③病院または診療所での入院であること</p> <p>(入院一時給付金をお支払いする場合) 責任開始日以後に発生した傷害または発病した所定の疾病により、保険期間中に入院日数が連続して5日となったとき（がん診断給付金をお支払いする場合） 責任開始日からその日を含めて90日経過後の保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき</p> <p>(上皮内がん・皮膚がん診断給付金をお支払いする場合) 責任開始日からその日を含めて90日経過後の保険期間中に所定の上皮内がん、または所定の皮膚がんが罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき</p> <p>(がん先進医療給付金をお支払いする場合) 責任開始日からその日を含めて90日経過後の保険期間中に、つぎのすべてを満たす療養を受けたとき ①医師によって病理組織学的所見(生検)により罹患したと診断確定された所定の悪性新生物(がん)を直接の原因として受けた療養であること ②先進医療として受けた療養であること</p> <p>【ペアローン連生団信の場合】 いずれかの被保険者が上記のいずれかの給付金の支払事由に該当した場合、支払事由に該当した被保険者の給付金をお支払いし、支払事由に該当していない他方の被保険者の給付金はお支払いしません。</p>	8～30頁	—
		告知に関する重要な事項	<p>現在および過去の健康状態について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせいただくことを告知といたします。被保険者が故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保障開始日から2年以内であれば「告知義務違反」として、その被保険者の部分について保険契約または特約を解除することがあり、保険金をお支払いできないことがあります。</p>	32～33頁

住宅ローン契約内容確認④

(お客さま用)

下記に記載の全ての「確認項目」についてご理解いただきますようお願いいたします。

【注意】本住宅ローン契約内容確認④は、お客さまがご契約内容を十分にご理解いただいたことを確認するためのものです。

ご契約内容につきましては、必ず各確認書類等の詳細な説明をご確認ください。なお、ご質問等はauじぶん銀行（以下「当社」という）住宅ローンセンターにて承ります。

確認書類等	確認項目	主な確認内容		
			被保険者のしおり	申込画面
	保険金をお支払いできない場合	告知していただいた内容が事実と相違し、その被保険者の部分について保険契約または特約が告知義務違反により解除となった場合等、生命保険会社所定の事由に該当した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。 【ペアローン連生団信の場合】 死亡保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金、長期入院時保障保険金については被保険者のしおりに記載の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、つぎの場合にも保険金をお支払いできません。 ・いずれかの被保険者の故意により、他方の被保険者の保険金支払事由が生じたとき	34～41頁	—
	生命保険契約者保護機構について	生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることになっています。ただし、ご契約時の保険金額、給付金額等が減額されることがあります。	47頁	—
	保険金のご請求について	保険金のご請求の際には、ご請求をいただく保険金の支払事由に該当するより以前に、他の保険金の支払事由に該当していなかったか十分にご確認ください。保険金額は、支払事由に該当されたときのローン残高を基準に定まりますので複数の保険金の支払事由に該当していた場合は、保険金額が異なる場合があります。被保険者が保険金の支払事由に該当されたときは、30日以内に保険契約者である金融機関等までご連絡をお願いします。なお、「ペアローン連生団信」の場合、保険金額については、いずれかの被保険者が保険金の支払事由に該当した時点における、被保険者2人のローン残高合計相当額となります。	42～46頁	—
	個人情報の取り扱いについて	被保険者となるお客さまが、当社が保険契約を締結する生命保険株式会社のウェブサイト上の画面（団体信用生命保険のお申込み画面、告知画面等）にご入力等いただいたお客さまの個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、健康状態、電子メールアドレス、端末識別子等。なお、画面上でアップロードした資料に記載された個人情報を含む。）および電話や契約申込書類等の提出を通じて生命保険会社宛てに申告したお客さまの個人情報は、生命保険会社が取得し、保険契約者に提供いたします。また、保険契約者が提出を依頼したお申込みおよび告知に関連・付随した書類（健康診断結果証明書、診断書等）に記載いただいたお客さまの個人情報は、保険契約者が取得し、お申込みいただいた団体信用生命保険の対象となる住宅ローン契約にかかる借入金額・借入期間等のお取引内容に関するお客さまの個人情報とともに生命保険会社に電子的手段または郵送等によって提供いたします。なお、保険金・給付金等のご請求時に保険契約者や生命保険会社が取得したお客さまの個人情報につきましても、同様に取扱います。 上記以外の個人情報の取り扱いに関する事項につきましては、当社所定の「団体信用生命保険における個人情報の取扱いに関する同意」をご確認ください。	48～49頁	—
その他	上記書類等の内容確認	団体信用生命保険の各プランにより、保障内容が異なります。お客さまご自身が加入された「団体信用生命保険 被保険者のしおり」を再度ご確認くださいようお願い申し上げます。各プランの「団体信用生命保険 被保険者のしおり」は、当社ウェブサイトよりいつでもご確認ください。ウェブサイトから当該規約等を印刷し、連帯保証人さまにお渡しください。	—	—